

2021年4月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゆ う ち ょ 銀 行
代 表 者 名 取 締 役 兼 代 表 執 行 役 社 長 池 田 憲 人
(コード番号 7182 東証第一部)
問 合 せ 先 営 業 部 門 ロ ー ン 営 業 部
(TEL 03-3477-2066)

新規業務に関する認可取得

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 池田 憲人）は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）第110条第1項及び第111条第3項の規定に基づき、金融庁長官及び総務大臣に対し、以下について認可申請を行っていました（※）が、本日、金融庁長官及び総務大臣から認可を取得いたしましたのでお知らせいたします。

（※）2020年12月23日開示『新規業務の認可申請に関するお知らせ』参照

○ 認可取得した内容

- ・株式会社ゆうちょ銀行の口座貸越による貸付業務に係る信用保証業務を行う子会社の保有
2017年6月に認可を取得した口座貸越による貸付業務に関して、当行の子会社であるゆうちょローンセンター株式会社にて債務の保証を実施。
- ・フラット35直接取扱等
独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援事業等を利用した個人向け住宅融資業務を実施。
- ・損害保険募集業務
損害保険代理店として、フラット35契約者向けに住宅ローン長期火災保険の募集業務を実施。

本件の、当行の業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

当行といたしましては、中長期的には、これらの業務等は、お客さまの利便性向上、当行の経営の安定等の観点から必要であると考えております。

以上